

重要なお知らせ

令和2年（2020年）11月11日以降に発行された植物検疫証明書が添付された、**インドネシアからの一部の植物（苗、根菜等）は、当面の間、輸入ができなくなります。**

◆対象植物

アボカド、ウコン、エピプレムヌム・アウレウム、オクラ、キルトスペルマ・シャミツソーニス、クプレッスス・マクロカルパ、ケロシア・ニティダ、ココヤシ、サトイモ、サトウキビ、ショウガ、ショクヨウカンナ、ダイショ、チャ、トウモロコシ、トマト、ナス、バレイショ、バンレイシ、ビンロウジュ、メキシコイトスギ、ラッカセイ(さやのない種子を除く。)、カラテア属、クズウコン属、コーヒーノキ属、コショウ属、バショウ属、フィロデンドロン属、ブセファランドラ属、**モンステラ(ホウライショウ)属**※1及びフダンソウ属の地下部であつて栽培の用に供し得るもの※2並びにアヌビアス属及びアンスリューム属(種子及び果実を除く。)であつて栽培の用に供するもの。

※1 規則の改正に伴い、令和4年(2022年)3月23日以降、モンステラ(ホウライショウ)属植物も対象となります。

※2 供し得るものとして食用のウコン、ショウガ等があります。

◆**令和2年(2020年)11月11日以降にインドネシア植物検疫機関が発行した植物検疫証明書が添付されていても、輸入できません。**

◆インドネシアにはバナナネモグリセンチウ(*Radopholus similis*)という害虫が発生していますが、日本での輸入時の検査で、植物検疫証明書が添付された苗から立て続けにこの害虫が発見されたことから、この害虫が日本に侵入することを防ぐための措置です。

植物防疫所の主なお問合せ先

● 横浜植物防疫所	045-211-7153	● 門司植物防疫所	093-321-2601
● 名古屋植物防疫所	052-651-0132	● 那覇植物防疫事務所	098-868-2850
● 神戸植物防疫所	078-331-2376		

